

南陽市地域介護予防活動支援事業「高齢者地域サロン」

1. 目的

高齢の方が住みなれた地域において自立した生活を継続するために、介護予防の視点からその心身機能の維持向上機会や閉じこもり防止のための交流の場の創出と充実を図り、要介護状態等になることを予防するために実施します。

2. 高齢者地域サロンの適合要件

1) 開催回数について

おおむね 2 ヶ月に 1 回、年 6 回程度の開催とする。

2) 対象者について

65 歳以上の元気な高齢者及びその支援者とする。

3) 活動内容について

通常のサロン活動に、介護予防講座を年 1 回以上取り入れる。

4) 研修について

サロン支援者またはサロン構成員 1 名以上の方が、社会福祉協議会で開催する研修会に年 1 回以上参加する。

3. 諸経費等の助成

サロンの参加促進及び介護予防に資する活動促進を図るため、下記表の範囲内において助成します。

(表)

登録会員数	助成額
30名以上	1団体につき、30,000円
11～29名	1団体につき、20,000円
10名以下	1団体につき、10,000円

4. 申請について

次の申請書類を社会福祉協議会に提出してください。

- 1) 事業計画書（様式 1）
- 2) 予算書（様式 3）
- 3) サロン名簿（様式 5）

提出期間は、当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

5. 助成の決定について

- ① 社会福祉協議会で申請書を預かり、事業に適合するか審査します。
- ② 適否について、申請者に連絡します。
- ③ 適当と認められたサロンには、助成を受ける場合の諸連絡をいたします。

6. 報告について

当該年度の事業終了後、次の書類を提出していただきます。

- 1) 事業報告書（様式2）
- 2) 決算書（様式4）

提出期間は、当該年度の事業終了後から翌年度4月15日までとする。

7. 活動支援について

- 1) 介護予防に資する活動に必要な各種支援をおこないます。
(相談業務、助言指導、講師の派遣、各種教室開催支援等)
- 2) 介護予防に資する活動をおこなう指導者等の育成を図ります。
(介護予防講習会の開催等)

<事業関連図>

